

# Bゾーン 事業者等に対する規制・制度 の改善について

## ■視点

大阪の産業、経済の発展に資する規制改善に取り組むにあたり、様々な事業者が直面する現実かつ具体的な支障事例に即して考える。

## ■事業者に対するヒアリング・インタビュー、アンケート調査の実施

・事業者及び事業者団体、事業者を支援するコンサル等に対して、事業展開や新たな分野への進出等にあたっての困りごと等について、ヒアリング・インタビュー、アンケート調査を実施

・ヒアリング・インタビュー 平成25年1月～6月実施 22関係先 136項目

・アンケート調査：事業者団体・企業(平成25年3月28日～4月30日) 回答:52件 合計 188項目

⇒事実確認及び支障事例の根拠等を調査。

## ■今後の対応方針

・ア)国の法令や運用に係るもの、イ)大阪府・大阪市の条例等や運用に係るものについて

・府市関係部局において適用規程等の確認・考え方の整理(7月中)

・必要に応じて規制改革会議で議論あるいは委員の見解聴取

・結論が出たものから随時、

ア)については、国への働きかけ(国「規制改革ホットライン」への提案、国家要望、特区提案など。

イ)については、府・市における見直し手続を行う。

ヒアリング・インタビュー／項目分野表

		建築・土地利用	消防	金融	雇用労働	環境・エネルギー	開業	興業	建設業	福祉	風営	医療・薬事	環境衛生	農商工連携	農業	人材派遣業	商業	電気機器	情報	運輸・インフラ	教育	不動産業	観光	貿易	交通	廃棄物	公物利用	地方公共団体	団体運営	行政サービス	入札手続き
建設コンサル	11	9	2																												
経済団体(雇用労働)	10				10																										
行政書士	10							2	1	4	1																			2	
中小企業診断士	7			1		1			1					1	1															2	
人材派遣会社	7				5																									2	
医療コンサル・医療機関	9											4																			5
マンション建設	12	12																													
再生エネルギー事業	14					13																									1
中小企業コンサルティング	12			3		3			1		2					1															2
経済団体	2	1				1																									
ビジネスコンサルティング	16	3			1	1			1	1					1		1									1					6
アミューズメント	14	2	3				3			1							2	3													
学識経験者など	12	1			1				1			3							1	1	1							3			
アンケート	52	10			1	2		3			4									1		1	3	1	2	1	2	2	3	16	
合計	188	38	5	4	18	17	4	3	5	5	6	11	3	1	2	1	3	3	1	2	1	1	3	1	2	1	3	3	2	18	21

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>建設・設計コンサルタント</b>														
1	建設設計コンサル	建築	駐車場設置義務	市町村が条例で制定している集合住宅の駐車場設置義務が一律戸数×△%と規定されている場合が多く、集合住宅のニーズに比較して過多。現在都心部では高齢者や単身者が多く、車保有者数が少ない。それにかかわらず、分譲・賃貸の区別なく台数が一律。	実数のニーズに応じたきめ細かい台数が必要				建築物における駐車施設の附置等に関する条例	○駐車場附置義務条例		○大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱	○開発要綱	
2	建設設計コンサル	建築(消防)	防火対象物が開口部のない耐火構造の適用について	防火対象物が開口部の無い耐火構造の床又は壁で区画されているときは、別の防火対象物とみなされていることから、両者をつなぐダクトや管などの設置が認められない。	緩和できないか。	○消防法、消防法施行令第8条	○平成7年3月31日付け消防予第53号通知及び平成19年10月5日付け消防予第344号通知の運用		—		—	○国の運用と同じ	○市町村の判断	
3	建設設計コンサル	建築(消防)	消防法と建築基準法の規程対象物	消防法と建築基準法は同じ対象物を規定している場合、基準が相互に異なる場合がある。	消防に特化しているものは消防法に委ねるべきではないか	○消防法・建築基準法(非常用進入口、無窓居室基準)								
4	建設設計コンサル	建築	バリアフリー廊下の手すり設置	建築基準法では廊下に手すりを付ける場合は、手すり分が廊下幅としてカウントないので、付設する前の廊下の幅が基準値であった場合、手すりを付けられない状況	階段の場合は認められるので、階段と同様の措置としてほしい	○バリアフリー法施行令 ○建築基準法施行令	バリアフリー法逐条解説2006(建築物)第2版	○福祉のまちづくり条例				○大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱		
5	建設設計コンサル	建築	都市計画法の建築・土木同時着工	開発許可を得た開発区域内の土地においては、開発の終了に伴う現地確認が下りないと建築確認申請ができない。着工に非常に多くの時間を要する	柔軟な運用又は申請は受け付けて確認は開発終了以降に行うなどの措置が取れないか	○都市計画法	○都市計画法37条の運用				○都市計画法37条の運用	○都市計画法37条の運用	○都市計画法37条の運用	建築基準法の規則では、開発許可の検査済証の添付をもとめていないので、大阪府では、基本的には、添付を求めてはいない。ただし、敷地の状況(例：開発許可による道路に接道する敷地)の場合は法的に必要となることがある。
6	建設設計コンサル	建築	マンション建て替え決議	マンションの建て替えに必要な住民の決議は4/5であるが、優良建築物の補助申請は全員同意が条件。一団地総合的設計制度で分筆や敷地の縮小を伴う場合は全員同意が条件。	全員同意を求めている規定の緩和	○建築基準法 86条(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 86条の5(一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し)	○優良建築物等整備事業制度要綱・建築物の区分所有等に関する17条、39条、62条				※大阪府としての補助事業はなく、独自の補助要綱は定めていない	制度要綱等廃止済		国が定める優良建築物等整備事業制度要綱においても、全員同意までは求めていない。
7	建設設計コンサルB	建築	市における開発要綱や運用の不透明さ	市における開発要綱や運用の基準の明細が明確にされないため、予見できない。申請等を行って、NOとされることとなる。	開発要綱や運用の明細については、事前に開示されるべき。		○開発許可制度運用指針					○開発道路の整備等に関する技術基準	○開発要綱や運用	

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
8	建設設計コンサルB	建築	高層化に伴う日陰規制	・1団地内の2棟を建て替えて1棟に集約化し、1棟を高層化し、1棟は後々撤去する際において、1棟が撤去されるまでの間であるが、高層化に伴う日影規制に抵触するため不可とする例がある。市によって、運用が非常に厳しいところがある。	柔軟な運用とすること						○建築基準法86条の運用	同左	同左	大阪府・大阪市では、支障事例のような取り扱いはしていない。
9	建設設計コンサルB	建築	市町村の開発指導要綱:基準スペックが現場の実情に合っていない。	・大阪府内のA市、既に幹線道路は開通済であるのに、住区内の住民やゴミ収集車等が通行する生活道路の幅員を12メートルとしている。明らかに過大。過去にニュータウン開発などを行い、地域に初めてメイン道路を通す際に作った道路幅員がそのまま改正されずに残っているのではないかと。今その必要性を問うても答えられないものも多い。	時代の流れに応じて、幅員について適宜見直しをすること。	○都市計画法	○開発許可制度運用指針					○市町村開発要綱	同左	大阪市では生活道路をすべて12メートルの幅員にするような指導はしておりません。
10	建設設計コンサルB	建築	既存不適格の適用の緩和	公営住宅のバリアフリー化において、後付エレベーターを付設する場合、半階上がり半階下がりとなるため完全バリアフリーは無理(エレベーターと住宅は別建物)。このため廊下を延長する形(廊下を建物の余力を活用した吊り廊下とする)でエレベーターに接続させようとする、建物の増改築に相当し、建物全体を現基準に適合させることが必要となる。	⇒単にエレベーターと接続させるための廊下の付設であれば、既存不適格適合を緩和すべき						○建築基準法 3条(適用の除外)86条の7(既存の建築物に対する制限の緩和)・建築基準法施行令第137条の該当なしの運用	同左	同左	
11	建設設計コンサルB	建築	住居地域の用途地域	住居専用地域に、住民介護用の事務所を設置しようとする場合認められない	柔軟な対応によること	○建築基準法48条1~3条					○建築基準法48条(用途地域)別表第二(用途地域等内の建築物の制限)の判断	同左	同左	

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>経済団体スタッフ(雇用労働関係)</b>														
12	経済団体職員	雇用労働	派遣業と請負について	・派遣と請負との境目の問題。発注企業は、請負労働者へ直接指導ができず、マニュアルで示した業務しかできなくなっているため、技術指導が困難。 ・企業からは生産性を高めようとしたら指導もしたい。責任者に言うだけというのは現実的ではない。 ・裁量による指導のばらつきがある	請負においても、直接指導を行えるようにすること	○労働者派遣法	○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(37号告示)							
13	経済団体職員	雇用労働	建設業の派遣	・建設業については、現在も派遣が認められておらず、請負によるものとなっている。	建設業についても派遣を認めてほしい	○労働者派遣法4条第1項								
14	経済団体職員	雇用労働	日雇派遣	・日雇い派遣について、原則禁止となったが、1日だけだが100人規模で労働力が必要な時にハローワークで紹介するのは難しい。	派遣が持っている労働力の需給調整機能を積極的に評価すべき。	○労働者派遣法35条の3								
15	経済団体職員	雇用労働	高齢者継続雇用制度	・25年4月から、65歳までの希望者全員に対する継続雇用制度の導入が義務付けられるが、年金支給開始との関係もあり一定理解できるが、企業だけが責務を負うのは困難。	今後の推移をみつつ、企業だけに責務を負うということについての見直し	○高齢者雇用安定法								
16	経済団体職員	雇用労働	ホワイトカラーエグゼンプション	・ホワイトカラーの業務は多様であり、必ずしもその成果を労働時間で測れるものでないため、一頃ホワイトカラーエグゼンプションが「残業代ゼロ法案」と言われて消えたが、やはりその考え方も必要。	一律の労働時間で規制すべきではなく、多様な働き方を支える労働時間制度が必要。	○労働基準法32条他								
17	経済団体職員	雇用労働	有期雇用契約	・有期労働契約を5年継続すると、無期で労働契約ができることとなるが、5年満たないまでに切るという企業もある。基本は当事者(労働者と企業)の意思であり企業ごと状況は異なる。	全ての労働者が無期での契約を望んでいるものではなく、企業ごとに方針を定めるべきものであり、法律で一律に定めるべきではない。	○労働契約法第18条								
18	経済団体職員	雇用労働	合同労組の設立	・合同労組は労働者1人でも加入できる。社内に組合員が一人であっても労働組合から団体交渉を求められれば、労働組合法上拒否すれば不当労働行為になるため、企業は応じなければならない。 ・1人との間で話がまとまったからといって他の労働者が納得できるわけでもない。	せめて従業員の一定割合以上の組合だから団体交渉をせよというものにすべき。	○労働組合法7条の2ほか								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
19	経済団体職員	雇用労働	最低賃金が都道府県一律で定められている	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金について、隣接都道府県間での格差(例:大阪800円、兵庫749円)が広がっている。</li> <li>・昭和53年に中央での目安が示されたためあまり大きく差が出ないようにしていたが、6年前に生活保護との整合性を取ることが求められた(法律規定)。</li> <li>・生活保護では府県ごとに人口加重平均により算出するため人口集中度の高い大阪では保護水準が高くなる。その結果最賃水準も上げることになる。</li> <li>・都道府県ごとに一律に定めるということについては合理性が無い。大阪府内であっても大阪市内の企業の支払い能力と、都市から遠隔地の市町村の支払い能力は違う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国あるいは広域で(最低賃金額を)一本化した上で、大都市特例などを設けた方が、現実に即した制度になるのではないか。</li> </ul>	○最低賃金法9条								
20	経済団体職員	雇用労働	労働者への労働条件明示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法における労働者への労働条件の明示について、書面での明示を行う必要がある。</li> </ul>	<p>現在社会の状況からファックスやメールなど電子媒体を活用することも認めるべきである。例えばテレワークで出勤不要という職種でこれだけは手渡ししなければならないという問題が生じる。</p>	○労働基準法15条、同施行規則5条3項								
20-②	経済団体職員	雇用労働(施策)	就労支援	国(ハローワーク)、府、市がバラバラに就業支援(セミナー、マッチング等)を行っている。	すべてを一元化する、もしくは役割分担を明確にすべき	○職業安定法					○就労支援のための各種制度の実施	○就労支援のための各種制度の実施		

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>行政書士</b>														
21	行政書士	建設業	建設業の分類が情勢に合っていない	・建設業法(昭和28年制定)においては業種を法律で28業種に分類しているが、その分類が変わっていない。現在の情勢に合致しておらず、国土交通省によるガイドラインにより、無理やり業種を当てはめている状況。国・都道府県による経営事項審査において、土木工事一式の実績と認められない場合がある(これは一式工事ではない、専門工事だという話)。そうなると工事実績がゼロとなる。業種判断において業者が振り回されている。	業種を今の状況に併せて見直すべき。	○建設業法2条、その他								
22	行政書士	建設業(行政手続)	裏付け書類の手間	・工事実績の裏付けとして、工事契約書・注文書・請書等の提出を求められるが、例えば大阪市では変更契約という書類ではなく、「変更承諾書」という書類で処理されており、裏付け書類で「変更契約書」に該当せず、もう1点客観書類での確認が必要ということで、それ以外のものを求められるなどの手続きの手間がかかる。	変更承諾書も、変更契約書として認めるべき	○建設業法第27条の26第4項								
24	行政書士	建設業(行政手続)	建設業在籍技術者の確認書類	・建設業では国交大臣許可と知事許可があるが、在籍技術者の確認書類は大阪府の方が多。整備局は社会保険証と社会保険標準報酬だが、府はもう1点求められている。	大阪府において地方整備局並みの確認書類にできないか	○建設業法第27条の26第4項	○健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険被保険者証				○平成21年大阪府告示第570号2(1)ウに掲げる経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求に係る知事が審査に必要と認める書類 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険被保険者証、所得税源泉徴収簿など			
25	行政書士	建設業	建設業の役員経験年数	・建設業の経営経験(取締役以上)が5年以上でないと、経営者は新規参入(500万円以上の請負受注)できなくなっている。参入規制といえる。しかし経営者にしなければならない仕事が法律上あるかといえは無い。 ・大企業の子会社では役員が2年で交代する。5年の建設業の役員経験が欠ける恐れが高い。	・本規定の削除あるいは、年数の短縮化、講習の受講などの代替措置を作ること	○建設業法7条、国交省告示第438号								
26	行政書士	福祉	人的要件を法律上要求しているのに、在籍を問われないという分野がある(規制強化すべき)	○○の資格を持った人間を置かないといけなくされているが、免状のコピーをつければ、社会保険関係や給与関係の資料を要求しないのもある。例)ヘルパーを2.5人以上置くとされても免状のコピーで済んで裏付けまで不要。悪質な業者が免状の使いまわしをする。管理者やケアプランナーやケアマネは登録なのでネットで検索できるが、常勤専従とされている方については現認できる制度も必要ではないか。	常勤専従とされている方については現認できる制度も必要ではないか。	○介護保険法施行規則第114条第1項第6号・第12号								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
27	行政書士	風営	風営法許可における建築基準法、消防法上の現場検査	府警では大阪府及び市との取り決めで、3階以上及び地下に風営店舗を設置する場合には、建築基準法上、消防法上の問題(構造上、避難路など)がないか、各行政庁の検査を受けることが必要となっている。許可権者は府公安委員会であるが、これでOKをもらわないと出店できない可能性がある。(他県にはほとんど無い取り扱いである)	・手続きは不要とするか、あるいは建築基準法上あるいは消防法上必要ならば府条例等に盛り込むべき。		○風俗営業行政における建築及び消防関係の行政庁との連携について(平成13年11月12日 警察庁丁生環発第233号) 平成13年11月12日 付け消防予第393号 消防庁予防課長通知の運用					風俗営業関係防火対象物の防火安全性の確保強化に係る事務処理要領について		・建築基準法上、消防法上の問題に関し、「各行政庁の検査でOKをもらわないと出店できない可能性がある。」とあるが、これについては事実誤認である。 ・警察庁通達に基づき、建築及び消防関係の調査並びに調査結果に対する回答を求めているが、あくまで行政指導であり、許可の要件ではない。
28	行政書士	風営	大阪府風営法施行条例規則と建築基準法の不整合	・大阪府風営法施行条例では第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の一部で府公安委員会規則で定める地域は特例となっている。しかしながら、建築基準法の用途地域では第1種住居地域、第2種住居地域は業種により不可とされている。条例(規則)と法律が不整合。 規則上ではOKなのが、建築基準法上はダメ。	整合性をとるべき。	○風営法 第4条第2項第2号 ○風営法施行令 第6条 ○都市計画法、建築基準法別表第2		○風営法施行条例 第2条 ○風営法施行条例施行規則 第2条						
29	行政書士	風営	風営法、施行条例の営業時間	法律上は、営業時間は午前0時まで。キタ・ミナミの一部の地域のみ条例で1時までとされている。	客の方も、店のほうも、さらに国際都市としてナイトライフを楽しみたい魅力ある都市づくりからはもっと規制緩和すべき。	○風営法 第13条 ○風営法施行令 第7条の2		○風営法施行条例 第4条、第5条 ○風営法施行条例施行規則 第5条						・風営法上、風俗営業以外の営業(飲食店営業等)については営業時間の制限はない。
30	行政書士	風営	ダンスクラブの規制	ダンス・クラブは、風営法で「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」を定めており、午前0時以降の営業規制等があり。大阪においてはこれらを厳格に解した摘発が相次いでいる。店内に設備を設けて客にダンスをさせ、かつ飲食を提供するクラブは、風営法が定める三号規定に該当し、公安委員会に届け出て営業の許可が必要。許可を得ると、午前0時以降(繁華街などは午前1時以降)は営業できない。 ・風営法が定める“ダンス”は、ワルツやタンゴ、タップダンス、ジャズダンス、盆踊りなど、すべてが該当する可能性があるが、今般警察庁は飲食を伴わない4号営業に関しては社交ダンスの様に男女がペアとなって踊るダンスを規制の対象とし、ヒップホップや盆踊りなど男女がペアと通常ならない様なダンスに関しては直ちに規制の対象とならない。但し、著しく狭い場所で大人数が踊る場合は男女間の享乐的雰囲気や過度になる可能性もあるので規制の対象となるとされている。飲食を伴う3号営業に関しては男女がペアとなるダンス以外も原則として規制の対象になるとされている。許可を取るためには、客室の床面積が66㎡以上あり、かつダンスをさせる部分はその面積の5分の1以上あることが必要であり、許可を得ても深夜のダンスは禁止。	「ダンス規制」である風営法第2条第1項第1号、同第3号、同第4号を削除すべき	○風営法 第2条第1項第1号、同第3号、同第4号	○客にダンスをさせる営業に係る質疑応答について(平成24年12月17日 警察庁丁保発第188号)	○風営法施行条例 第4条、第5条 ○風営法施行条例施行規則 第5条						・無許可のクラブ営業による深夜・早朝の騒音問題や喧嘩等が多発するとともに、地元町会からの強い取締要望を受け、立入りにより指導警告を実施したにもかかわらず、これに従わない店舗について摘発を行っている。

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
31	行政書士	医療	管理医療機器の種類及び管理者の資格	<p>高度管理医療機器又は管理医療機器の品質管理及び製造販売後安全管理制度について管理者の必置義務があるが疑問。</p> <p>・管理医療機器のクラス区分が妥当か？⇒電子式血圧計、家庭用マッサージ器などは管理医療機器にあたるのか。</p> <p>・管理者は、施行規則では、大学で理系の専門課程修了、又は高校卒業後、業務に3年以上従事した者とされ、ハードルが高い。</p> <p>また、運用の問題として、「業務に3年以上」などの証明(前歴の企業の職歴証明)を求める場合、厚労省では、一義的に「代表取締役の印鑑」の捺印を求めている。大企業の場合、一社員が会社に対しその様なことを求めることは、事実上不可能で、人事部長の証明などの弾力的な運用を願いたい。</p>	<p>・電子式血圧計や、家庭用マッサージなどの機器クラス区分の見直し</p> <p>・管理者資格の緩和</p> <p>・前歴の企業の職歴証明を求める場合の運用の改善</p>	<p>管理医療機器のクラス分類 薬事法第2条第6項、薬事法第2条第5項から第7項に基づく厚生労働省告示</p> <p>管理者の資格 薬事法施行規則第162条、175条</p>	○							

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>中小企業診断士</b>														
32	中小企業診断士	農商工	農商工連携で農業者の支援制度がない	・農商工連携にあたって、商工施策は第2・3産業に限定されており、農業者は商工施策としての支援を受けられない。	農業者も商工施策としての支援を受けられるようにすべきではないか	○農商工連携法による特例措置等								
33	中小企業診断士	農業	農地転用を基に戻せない	・事業を展開するために、農地転用を行おうとしても、仮に事業が失敗し、数年後に再度農地にしようとしても簡単には戻れない。農商工連携の振興を阻害している。(例えば、農家が農業レストランを自己の農地で展開しようとするケース)	事業の進展がうまくいかない場合には、再度農地にしやすいようにすべき									
34	中小企業診断士	金融	創業資金の自己資金要件	・創業融資を受ける際に、厳格に自己資金の保有を求められ、創業時期が遅れることも多いので、もう少し柔軟な対応とすべき。(自己資金の割合:政策金融公庫1/3、大阪府1/5)	自己資金が0でも融資してくれる自治体もある。もう少し軽減できないか						○大阪府中小企業融資制度要綱・要領	○中小企業融資制度要綱・要領		
35	中小企業診断士	金融(行政サービス)	保証協会ではなく、「地域金融機関を」と言われる	・信用保証協会の利用の仕方が変わった。以前は利用者が保証協会へ直接行ったが、最近では直接ではなく、地域金融機関を通じて利用するよう言われ、利用者は保証協会の職員に事業計画の夢や思いを語りたいが、融資にあたっての事業趣旨の説明等を書面でしか行えず、利用しづらい。制度上改善なのか改悪なのか?	従前どおり保証協会に直接説明することはなぜダメなのか?						大阪府中小企業融資制度要綱・要領			
36	中小企業診断士	建築(行政サービス)	府の中小企業支援施策の周知	府下の商工会・商工会議所は、経営指導員を介して行う政策金融公庫だけを紹介する。府の制度融資の案内もないし意識もない。府が実施している中小企業支援施策の案内もない。資料を送ってくださいという、「市役所へ取りに行ってください」と。	商工会・商工会議所においても制度融資の案内をするべきである。									<制度周知に関する提案>
37	中小企業診断士	福祉	福祉・介護分野の経営アドバイスやコンサルティングがない	製造業や小売業に比べて、介護事業への参入の指導とか経営相談とかはない。大阪府でも許認可はあるが業を振興するということが希薄ではないか。	介護事業についても振興という観点から支援策を講じるべきではないか?									<施策のあり方についての提案> ・府では、介護事業者についても商工会・商工会議所における経営相談の支援は可能。
38	中小企業診断士	開業	外国人への投資最低基準	・留学生が卒業して、外国人が新規創業を行う際に、投資経営VISAの取得必要となるが、その要件が厳しいものとなっており、スムーズに創業できない状況にある。(1人500万以上の投資が求められる等)	1人あたりの投資基準を引き下げるべきではないか		○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する在留資格認定							

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>人材派遣業</b>														
39	人材派遣業	雇用労働(行政手続)	緊急雇用基金 ①膨大な資料要求	・基金そのものが地方自治体に対する補助なので当然ながら補助金適正化法の適用なのできわめて厳しい。当然といえば当然だが、非常に膨大な書類や、精算に時間がかかる、民間事業者からは非常に負荷。	提出資料の簡素化を図ってほしい		○緊急雇用創出事業実施要領	○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例			○大阪府ふるさと基金・緊急雇用基金事業費補助金交付要綱			
40	人材派遣業	雇用労働	緊急雇用基金 ②人件費比率など様々な制約	・緊急雇用基金実施事業については、人件費比率をはじめ、事細かく仕様でいろいろな制約がある。	ターゲットと成果を明確にして方法論やコストは民間の事業者の創意工夫に任せるというやり方ができれば。だいたいは競争になり公平な選択ができると思うのでそうしてもらえたらもっと効果的に活用できるはず。		○緊急雇用創出事業実施要領							
41	人材派遣業	雇用労働(行政手続)	緊急雇用基金 ③資本金、過去実績で提出資料を緩和	・自治体によっては資格自体をA、B、Cに区分し、資本金とか過去実績でAランクはこの資料は求めない等の措置をしているが、大阪府は全て毎回その都度資料も出さなければならず、知る限りでは日本でも一番厳しい。	他府県なみに資本金とか実績によって資料を簡素化するなどができないか						○大阪府公募型プロポーザル方式実施基準			
42	人材派遣業	雇用労働	登録型派遣の職種制限	登録型の派遣の派遣領域で26の職種制限は非常に混乱している。届け出でできる偽装請負会社もしくは特定派遣会社に仕事が細かく分散して流れている。	職種制限を緩和して派遣先の会社が派遣労働者やいっしょに仕事している人に指導できるようにすべき。	○労働者派遣法第40条の2第1項第1号、施行令								
43	人材派遣業	雇用労働	30日以内の日雇派遣が禁止	実際の職場にはいたるところに30日以内の日雇派遣のニーズはある。学生のみなさん、主婦。雇用される側では小売り流通、イベント、選挙など幅広いニーズがある。	日雇派遣について緩和すること	○労働者派遣法35条の3								
44	人材派遣業	雇用労働	国際間の人材移転	国際間の人材紹介の免許は、相手国政府の許可を先に得ないと日本政府が許可を降ろしてくれない。相手側が開発途上国なら、こうした法令整備が整っていない。法整備が無い国に免許くださいといっても無理で、日本が先に出してくれたらと言われるが、それを国にいうと「先には出せません」と単に逃げられているとしか思えない対応	許可における、相手国免許主義の緩和		○職業安定法第31条第1項の有料職業紹介の許可にかかり、国外にわたる職業紹介の許可							
45	人材派遣業	雇用労働	高卒新卒者の募集	・高卒新卒者の募集については、学校訪問は原則禁止されており、文書募集(新聞・出版物等による募集)は、ハローワーク経由のみである	学校訪問等の緩和	職業安定法26、27条、33条								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>医療コンサルティング・医療機関</b>														
47	医療品、医療機器調達支援、医療コンサル	入札・調達	病院機構の入札手続き・期間の問題	・入札参加資格申請などの手続きが煩雑すぎる ・入札の期間が短すぎる。病院機構の5病院での公募を一斉に実施。システム改良等に1病院あたり6か月は必要。公募から決定までが2か月と短く。体力のある企業しか入札に参加できない。	入札参加資格の見直し。 入札期間の見直し									○地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程 など
48	医療品、医療機器調達支援、医療コンサル	入札・調達	病院機構の入札にあたり病院側のモニタリング能力	・病院機構の入札にあたり、病院の事務方にモニタリング能力がない。価格が適正か、現場が問題なく回っているかについて判断できず、医師のいいなり。業者を変えようとするインセンティブが働かない。	・モニタリングだけを行う業者と別途契約し、価格の適正や役務が適正に供給されているかを評価する仕組みが必要。									○地方独立行政法人の機器選定等
49	医療品、医療機器調達支援、医療コンサル	入札・調達	病院機構 調達と役務の分離した発注	・病院からの発注において、調達と役務を切り離して発注している病院が多い。 ・病院の地元で強いディーラーが調達のシェアをほぼ占め、管理を無料で行うというのがあるが、調達の際の経費に管理コストが乗ってしまい、結局コストが高止まりとなるような事象もよくある。	・調達と役務をパッケージで発注した方が業務の効率化が図れる。 ・調達のシェアをほぼ占め、管理を無料で行うことにペナルティを付けるなどの防止方法が必要									○地方独立行政法人の契約
50	医療品、医療機器調達支援、医療コンサル	入札・調達	病院機構 契約申請書類の統一	・入札関係書類について、企業側からすると国にも他の自治体にも同じような書類を出すことになるが、様式も各自治体によってバラバラで、事務が非常に煩雑。 ・自治体によっては、手書きの書類を求められたり、1年のうち1週間しか受付がなかったり、郵送がだめで持ち込みでしか提出できなかったり、無駄に思えることが多い。 ・資格を取れども、入札に参加するためには、また同じような書類を提出しなければならない。 ・特に無駄に感じるのが、過去の実績を見るための契約書のコピー。金額等も出ているし、守秘義務もあるので、契約の相手方へ提出してよいか毎回確認しなければならず、非常に手間である。	・せめて様式を合わせるとか、国にだけ資格申請をすればほかの自治体でも参加資格を得たことにするなど、改善が可能ではないか。 ・過去実績のための契約書のコピーについては、実績一覧表に社長印をついた書類を出すなど、社内で完結できる書類に変えられないか	【入札参加資格】 予算決算及び会計令第72条 地方自治法施行令第167条の5					○各自治体における入札書類の様式	【入札参加資格】 大阪市契約規則により規定	【入札参加資格】 各市町村の条例規則等により規定	○病院機構は様式は、大阪府に準じたものを使用
52	医療品、医療機器調達支援、医療コンサル	医療(機器)	医療機器認可期間の長さ	・医療機器の認可を取れる期間は、日本よりアメリカやスウェーデンのほうがずっと早い。日本では6年はかかる。アメリカ等で認可され、せっかく取り扱う権利を得ても、日本で扱うにはゼロからの手続きとなる。 ・認証機関への働きかけを行うより、認証機関への発言力を持つ人にアプローチするほうが効果的。医師に認められ、医師が使いたがるのが、認証が最も早く進むパターン。	認可期間の短縮	○薬事法	○							医療機器の承認は独立行政法人医薬品医療機器総合機構等で承認

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
53	医療品、医療機器調達支援、医療コンサル	医療・薬事	医薬品対象品目について消毒液のついたガーゼ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消毒液のついたガーゼというのはほとんど消耗品のようなものであるが、医薬品扱い。薬事法上の管理を求められ、薬剤師が管理しなければならない。このように、素人目にも消耗品と思われるものが医薬品と扱われている。</li> <li>・消耗品に近いと思われるものについて、管理の方法を守るためにコストがかかっており、そのコストが他に転嫁されていることは間違いない。医薬品の指定(国が実施)のやり方にも課題がある可能性もあるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品と思われるものについては、その内容に応じて医薬品の扱いを緩和すること。</li> </ul>	○薬事法	○消耗品であっても、医薬品に該当する消毒薬を染み込ませたガーゼについては医薬品として取り扱う。				○			<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬部外品に該当する消毒液のついたガーゼであれば、医薬部外品扱いになります。</li> </ul>
54	医療品、医療機器調達支援、医療コンサル	医療・薬事	薬品の解釈のばらつき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬品関連は、人によって解釈が違う。例えば患者への薬の配布は薬剤師が行う必要があるが、病院が委託業者にやらせようとするケースがある。都道府県の薬務課に問い合わせても、人によって法の解釈が異なり回答が変わるケースがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師が何をどこまでしななければならないかをきっちり線引きしてほしい。</li> </ul>									<ul style="list-style-type: none"> <li>・支障事例に該当する医療法、薬事法に係る規制はないと思われる。</li> </ul>
55	医療品、医療機器調達支援、医療コンサル	入札・調達	医薬品のロット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品について、使用期限の2/3を残していないと納品してはならないという条例を持つ自治体がある。また、ロット番号が連番でなければ納品してはならないというところもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用期限の2/3以下しか残していない場合でも納品できるように。ロット番号が連番でなくても納品できるように。</li> </ul>									<ul style="list-style-type: none"> <li>・支障事例に該当する医療法、薬事法に係る規制はないと思われる。</li> </ul>
99	病院	医療	法定企業健診において、胸部X線の代わりに、胸部CTを行うことを認めていただきたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸部X線では、肺がんの早期発見は難しい。これは業界として常識になりつつある。そのため、当病院では、胸部CTの方を推奨している。</li> <li>・しかしながら、法定企業健診では、未だに「胸部X線」が必須。胸部X線よりレベルの高い胸部CTを行っても、胸部X線の代わりにならない(胸部X線も別途撮る必要あり)</li> <li>・当然、費用はかさむのでそこはオプションでの自己負担でよいと思うが、そもそも代わりにならないのは、時代遅れではないのか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定企業健診において、胸部X線の代わりに、胸部CTを行うことを認めていただきたい。</li> </ul>	○労働安全衛生法、同規則 第43条								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)	
<b>マンション建設事業者</b>															
56	マンション建設	建築	開発公園の帰属	・3000㎡以上の開発を行う場合は、都市計画法に基づき3%の公園を整備することとなっているが、一部の市では、この公園を条例等で行政に移管することを義務付けている。 ・しかし、移管しても、近隣住民からの苦情等を踏まえて、緑化等を抑えるので公園としての機能が発揮されていない。(大阪市は自主管理公園として運用)	・住宅の管理組合など継続的に公園管理ができる集合住宅の場合、一定面積以下の公園は自主管理公園として整備すべき。行政の維持管理等のコスト削減にも寄与									○「都市計画法」に基づく開発許可制度に係る審査基準	
57	マンション建設	建築	集合住宅の採光の算定の仕方	・採光の解釈を、窓は廊下と平行の窓のままで、障害物がかわせる角度と、窓の両端からの線と窓の高さで必要採光面積を算出しても可とする	・採光の解釈を、窓は廊下と平行の窓のままで、障害物がかわせる角度と、窓の両端からの線と窓の高さで必要採光面積を算出しても可とする	建築基準法施行令第20条									
60	マンション建設	建築	高度斜線制限	日影規制のあるエリアでは、日影規制自体に加えて、高度斜線制限により、建物のセットバック増による形状の悪化や、建築面積増により、北側近隣地の日照条件が悪化する場合があります、緑化面積確保にも影響する。	・日陰規制のあるエリアでは、高度斜線制限を無くすべき	○都市計画法9条17項									
62	マンション建設	建築	隣地を活用した建て替え事業における譲渡所得税	・既存不適格住宅への対応や仮住まい不要の建て替え事業への対応として隣地を取り込んだ事業スキームが考えられるが、同一敷地要件が障害となり、立体建て替え特例が適用外となり、居住されていない買戻し希望者には譲渡所得税が負担となる。	・隣地を取り込んだ事業スキームにおける同一敷地要件の緩和。									○租税特別措置法37条	
63	マンション建設	建築	既存不適格住宅に関する容積緩和	・既存不適格住宅の中でも容積オーバーのマンションの建て替えに支障 ※総合設計制度による容積割増では公開空地などの制約が大きく、かつ高層建物となり工期延長による仮住まい期間の延長や高層化による建築コスト増大の負担が弊害となる	・容積緩和	○建築基準法52条、59条の2									
64	マンション建設	建築	建築物整備事業における土壌汚染対策	土壌汚染対策の地下水モニタリングが2年間とされているのは長期である。	期限の緩和	○土壌汚染対策法(施行規則別表第六第二項～七項)								○大阪府生活環境の保全等に関する条例(施行規則別表第十八の七第二項～七項)	
65	マンション建設	建築	既存住棟を残した場合の不動産取得税の取扱い	・建て替え(特に大規模団地)では、仮住まい対策として既存住棟を残すスキームがある。等価交換事業では土地建物を事業者が取得し、事業を実施することになるが、既存住棟は仮住まいとして活用するので取り壊しできずに事業者が不動産取得税の対象となる。 ・その際、3-4年の猶予期間の延長があるが、その基準は1棟100戸以上という規定であり(一団地の概念はない)1棟でも基準を満たさないと課税対象となる	・当該例において、不動産取得税の課税対象としないこと ・棟毎の規模ではなく、計画全体の戸数で判断すると明記すること	○地方税法第73条の2第1項 地方税法第73条の24第1項第1号 同附則第10条の2第2項 政令附則第6条の17第2項	○取扱通知第5章1・2(6) 同第5章3・22(5)	○府税条例第42条第1項						○不動産取得税事務処理要領第5・1  地方税法施行令附則第6条の17第2項に規定する「やむを得ない事情があると知事が認めた場合」の取扱いについて(税務室長通達)	「1棟でも基準を満たさないと課税対象となる」とする部分について ⇒基準を満たさない棟の敷地については本則どおり3年以内、基準を満たす棟の敷地については4年以内に完成すれば減額の規定が適用できます。

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
66	マンション建設	建築	駐車場設置率の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建て替え事業の地権者には高齢者が多く、車を要望しないケースがあるが、各行政指導要綱では駐車場設置率100%という行政が多い(大阪市以外の市町村)</li> <li>・建て替え事業の実態では60～70%で十分。</li> <li>・高齢者だけでなく若者も車離れが進み、カーシェアの普及も進む中、100%設置は過剰な指導</li> <li>・管理費収入が見込めないほか、機械式駐車場のランニングコスト負担、駐車場設置による建設費アップにもなる。</li> </ul>	・台数について緩和すること				建築物における駐車施設の附置等に関する条例			○大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱	○市町村(大阪市を除く)の要綱等	
67	マンション建設	建築	不燃化特区制度	<p>大阪市においては、現行制度として不燃化促進事業(優先地区に限る)があるが、要件等が解体費、設計費、不燃化にかかる経費に限られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者等が複数いるときには全員の同意が必要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員同意の緩和</li> <li>・仮移転費、建設費の主要部分を補助対象とすること</li> </ul>							大阪市主要生活道路不燃化促進整備事業		
68	マンション建設	建築	指定建築物の高さや人口等の制限	<p>市町村の要綱で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の高さ・階数を制限する旨要請するもの</li> <li>・一定数の計画戸数以上の集合住宅を建設予定する場合に、用途地域に応じて、人口密度を設定しているものがある</li> </ul>	・高さ・階数、人口密度等の設定の緩和								○市町村指導要綱	大阪市該当なし
69	マンション建設	建築	住民協議の範囲	<p>開発に当たって、指導要綱等で周辺住民との協議を求められる場合があるが、一般的には建物の高さの半径の範囲内の住民とされる。しかし、一部の市では過剰と思われる範囲の協議を求められる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A市 建物外壁面からの高さの3倍</li> <li>・B市 条例により床面積2000㎡以上で境界から建物高さ3倍の範囲</li> <li>・C市: 建物2倍、午前8時～午後4時までの日影の土地権利者への説明</li> <li>・D市: 条例により敷地境界から建物高さ2倍</li> </ul> <p>*高さ2倍以上は一般的な例に比べて広範囲。日陰を対象とするのは他都市に例がない。いずれも、説明対象が広範となり、労力や日程で負担となる。</p>	・高さ基準を緩和し、建物の高さの半径の範囲内とすること					市町村の条例、要綱		○建築計画の事前公開に関する指導要綱	市町村指導要綱	
70	マンション建設	建築	開発道路の市町村への移管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション開発を行った場合、地域内を通る開発道路については拡幅や利用度に応じて市町村に移管されるべきであるが、大阪市は引き取らない。このため私道の扱いとなるが、当然区域内の者も通行するのであり、道路交通法の適用や管理が適切に行き届かない支障がある。</li> </ul>	・マンション開発を行った場合、地域内を通る開発道路については拡幅や利用度に応じて市町村に移管されるべき							○		

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>再生エネルギー関係事業者</b>														
71	電気工事業	環境・エネルギー	農地での太陽光発電	農地における太陽光発電を所有者はぜひやりたいという申し出があったが、都道府県の農地担当部に確認すると、農地転換は難しく、手続きに膨大な時間がかかる。	農地法の規制緩和	○農地法第4条、第5条、同法施行令、同法施行規則	○農地法関係事務に係る処理基準について等							
72	電気工事業	環境・エネルギー	メガソーラーのワンストップ窓口	騒音、ばい煙等の環境法令の届出のほか、海の近くでは緑地法、河川法、土壌汚染対策法等の手続きがあり、道路許可(府県市・個人の境目がわかりにくい)などの様々な行政手続きがあり、ワンストップ窓口を設けてほしい。	メガソーラー設置に係る法規制や手続きのワンストップ窓口の設置									河川法等各種法律に基づく届け出や許認可等のワンストップサービス
73	建設業	環境・エネルギー	マイクロ水力発電の規制緩和	マイクロ水力発電の河川(一級河川(淀川等)、二級河川、準用河川)への設置では、以下の河川法の手続きが必要となるが、100年洪水への対応、利水者や河川環境への影響及び河川利用者の安全確保等に配慮する必要があると認められる。河川法:流水の占用の許可、土地の占用の許可、工作物の新築等の許可、河川保全区域の行為の制限	河川法の規制緩和	○河川法	○小水力発電に係る河川法の許可手続きの簡素化について(平成25年3月27日付国水調第35号国水流第6号)							
74	建設業	環境・エネルギー	マイクロ水力発電の流水占用料の減免	○大阪府は、条例に基づいて、河川法23条及び24条の許可者から流水占用料を徴収することになっている。 ○ただし、国の直轄事業や公共性の高い事業(道路、鉄道等)の場合は、流水使用料を減免できる。	マイクロ水力発電は、規模が小さく売電収入も多くないことから、流水使用料の減免対象に、分散型電源となる小水力発電施設も追加してほしい。			○大阪府流水占用料等条例						
75	環境プラントメーカー	環境・エネルギー	下水汚泥の活用によるバイオガス抽出の許容流出負荷量の目標値との整合	・府県は、水質環境基準の類型指定水域(大阪湾、COD・T-P・T-N)において、下水道法第2条の2に基づいて、「流域別下水道整備総合計画」を策定する必要があり、大阪湾では、「府県別許容流出負荷量の目標値」や「下水処理場の整備目標」を定めている。 ・下水汚泥の消化発酵を行うと、消化後の脱水時に下水汚泥から発生する脱離水により、放流水質に悪影響を及ぼす場合がある。	下水処理は、これまで、いかに水をきれいにするかに注力してきたが、東日本大震災以降、再生可能エネルギーをはじめとした地域分散型のエネルギー供給体制を整備することも合わせて検討してほしい。	○下水道法第2条の2								
76	環境プラントメーカー	環境・エネルギー	バイオガスにおける廃掃法の中間処理許可	・周辺地域から出る未利用バイオマス(家庭生ごみ、事業系バイオマス等)を受け入れるには、廃掃法の中間処理の許可が必要となる。	バイオガスの再生利用目的の場合は、手続きを緩和できないか	○廃棄物処理法7条、14条								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
77	環境プラントメーカー	環境・エネルギー	都市計画事業の見直し・認可	バイオマス(家庭ごみ等)受入施設を設置する場合、下水処理事業と異なるため、都市計画法第59条に基づく都市計画事業の見直し・認可が必要となる。	バイオガスの再生利用目的の場合は、手続きを緩和できないか	○都市計画法								
78	廃棄物処理業	環境・エネルギー	電力システム改革の推進(メガソーラー発電)	・関西電力に系統接続する場合、2MW以上は特別高圧の受電高圧の受電設備が必要となり、加えて事業地周辺に高圧送電線がないため新たに送電用の鉄塔が必要となり、コストが膨大となる。山間部で系統接続する場合の財政支援がほしい	電力システム改革の断行(小売り自由化、配送電分離)	○電気事業法								
79	廃棄物処理業	環境・エネルギー	市街化調整区域におけるバイオマス発電設置の緩和	市外化調整区域に設置する場合は、都市計画法の開発許可が必要となる。市からは「市街化調整区域の住民に対するメリットが少ない。バイオマス発電は環境影響が生じる」との理由で不可とされた。	市街化調整区域における開発許可の緩和	○都市計画法9条17項 都市計画法43条								
80	廃棄物処理業	環境・エネルギー	バイオマス発電	バイオマス燃料を収集する必要があるが、産廃収集運搬は再委託が禁止されており、関連会社へ職員を派遣して対応している。しかし、派遣法により派遣は3年間に制限されているため、3年を超えると派遣職員を解雇しなければならない。	派遣法の緩和	○労働者派遣法								
81	廃棄物処理業	環境・エネルギー	メガソーラー発電施設の固定資産税減免	・山間部で事業を行う場合、一部は借地のところもあり、地主からは発電所が変わることで固定資産税が増額になるのではという懸念が出ている。		○地方税法								
82	スマートコミュニティ協議会	環境・エネルギー	再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る手続きの簡素化 電力システム改革の推進	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る申請手続き※が煩雑であり、系統電力への接続等に事業者の負担が大きい。 ※①土地決定→②電力会社への確認→③仮の設計・電力会社へ申請→④経産省へID申請→⑤経産省のID発行(買取価格決定)→⑥電力会社へ本申請(②→③に3か月全体で最低19か月必要)	固定価格買取制度の手続きの簡素化と送配電部門の中立化	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法								設備認定の手続き、電力会社への申請について、「最低19ヶ月」との情報はなく、一般にはもっと短期間であると思われる。(再エネ特措法の施行から、まだ1年経過していないが、認定実績多数)
83	スマートコミュニティ協議会	環境・エネルギー	電気等の計量方法の規制緩和	現行の計量法では、課金するためには、計測部および計算部と表示部が一体である必要があり、検定を受けていない計測器で異なる建物や機器の計量・課金を集約して行うことができない。(建物毎に高価な計量器が必要となる。)	安価な計測部および計算部と表示部が分離した計測器で計量した電力使用量データを集約して課金できるよう、計量法を緩和	○計量法								
84	スマートコミュニティ協議会	環境・エネルギー	一需要場所複数需給契約等を可能とする制度の創設 軌道空間のエネルギーインフラ利用	現状では、電気の発送電は関電が独占しており、連系のため過大な機器の負担があり、また託送の条件もあり多様な発電事業者(メガソーラー、下水処理場等)が参加することが困難である。 また、鉄道事業者の自営線に鉄道事業者以外のPPS事業者等の電力を託送している事例はない。	電力システム改革の断行(小売り自由化、発送電分離) 一需要家多受電 鉄道事業者の自営線の託送利用	○電気事業法								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>中小企業コンサルティング</b>														
85	中小企業コンサルティング	開業	・株式会社設置の際の免許税が多額	・小規模企業については、設立登記の際の登録免許税負担が多額。何のための税金か理解できない。個人は税務署で申告するだけ。会社が設立しやすくなれば、個人が連帯して保証する責任がなくなる	登録免許税の引き下げ又は仮登記による設立を認め、負担軽減を図ること	○登録免許税法別表								
86	中小企業コンサルティング	開業	・個人企業の責任共有制度の創設	・小規模企業が個人企業を設立する際、2人か3人で作ろうとすれば誰かが代表になる必要があり当該者が責任を負うことになる。	パートナー責任を共有するため、連帯責任制度等を設けること									※会社法の適用なし
87	中小企業コンサルティング	金融	府市の信用保証協会の金利	府市の中小企業信用保証協会の創業融資の金利が異なる(府1.6%、市1.8%)	基本は合わせるべきではないか	○中小企業信用保険法等					○大阪府中小企業制度融資要綱	○大阪市中小企業制度融資要綱		
88	中小企業コンサルティング	金融	信用保証協会の創業資金の自己資金要件	保証協会では自己資金要件などが厳格。住宅ローンがあれば2年分を自己資金からマイナスされる。	自己資金要件の緩和(ただし要件は外すべきではない)	○中小企業信用保険法等					○大阪府中小企業制度融資要綱	○大阪市中小企業制度融資要綱		
89	中小企業コンサルティング	金融(サービス)	融資の拒絶理由	中小企業向け融資において、融資の拒否の理由が簡単すぎる	もう少し詳しい融資拒否理由を示すこと						—			行政サービス
90	中小企業コンサルティング	金融(サービス)	融資の事業計画書	中小企業融資で求められる事業計画書が手間すぎる	簡素化を図ること	○中小企業信用保険法等					○大阪府中小企業制度融資要綱・要領	○大阪市中小企業制度融資要綱・大阪市制度融資申込要領		
91	中小企業コンサルティング	人材派遣業	許認可の財産要件	財産要件(純資産2000万円、預金1500万円。預金は純資産に含まれる)が金額が多すぎるのではないか。	保険制度や預託制度などの改善を求める	○労働者派遣法	○人材派遣業許可基準							
93	中小企業コンサルティング	保育園	面積基準	保育所の設置において、面積基準や他の幼稚園との距離の基準が厳格	面積基準や距離の基準を緩和すべき		○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(設備運営基準)第32条(0~1歳児 乳児室1.65㎡又はほふく室3.3㎡、2~5歳 保育室1.98㎡)	○大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第45条(0~1歳児 乳児室1.65㎡又はほふく室3.3㎡、2~5歳 保育室1.98㎡)	○大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第4条(0歳児5㎡、1歳児3.3㎡、2~5歳1.98㎡)					
94	中小企業コンサルティング	金融	創業融資	保証協会の事業計画を示すために土地建物を押さえたものの融資が認められない		○中小企業信用保険法等					○大阪府中小企業制度融資要綱・要領	○大阪市中小企業制度融資要綱・大阪市制度融資申込要領		
95	中小企業コンサルティング	起業・廃業	廃業の手続き	廃業の手続きが非常にややこしい。債権者保護の観点もあるがややこしいため放置している場合も多い。	新陳代謝のための廃業のハードルを下げるべき	○破産法ほか								
96	中小企業コンサルティング	医療	医師派遣における府県医療協議会の協議の削除	・医師派遣については、都道府県が医療対策協議会の協議を経て必要と認められたもののみ認められている。厚労省では派遣業として認めているのに、府医療対策課では審議会さえも開いてもらえなかった。他県では協議会により認められた派遣例がある。	医療審議会の要件は必要か？審議会での意見を求めるべきではないか	○労働者派遣法第4条第1項第3号(同施行令第2条第1項、同施行規則第1条第1号)	○大阪府附属機関条例第2条(大阪府医療対策協議会設置)							

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
経済団体														
97	経済団体	建築	マンション建て替えの同意要件の緩和	・マンションの建て替えについては、住民の80%の同意が必要であるため、進んでいない。	同意要件を緩和するべきである。国交省で同意要件を50%まで引き下げること検討しているが、早急に進め	○建物の区分所有等に関する17条、39条、62条								
98	経済団体	環境・エネルギー	スマートコミュニティの実証実験への支障	都市公園法、下水道法で施設・整備面積の制限がかけられている。	当該規制緩和をするべき	○都市公園法、下水道法								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)	
<b>ビジネスコンサルティング事業者</b>															
100	コンサルティング	サービス	申請受付のフレキシブル化	建築申請等、月に1回など、非常に申請受付が少ない行政・部署があります。必要書類等は、迅速に用意しますが、万が一間に合わない場合、プロジェクトスケジュールに大幅に影響がある場合があります	受付回数を増やすなど、フレキシブルな対応を検討ください。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス
101	コンサルティング	サービス	申請窓口の担当者によって意見が違う	申請事項等、各部署に内容確認をお伺いする際、その時に回答する担当者によって意見が違う場合があります。また、担当者が休暇等で不在だと、申請を受理していただけないなど、民間事業者ではありえないような対応が見られます。	行政窓口においても、判断・情報の共有化や担当者不在時の対応をしていただきたい	—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス
102	コンサルティング	サービス	不動産開発許可担当部署について	不動産の開発や検査の許可は事業者にとって非常に重要な事項ですが、行政担当者に許可を下ろしてもらおう際、横柄な態度の方がいらっしゃる場合があります。不備事項はもちろん是正しますが、重箱の隅をつつくような指摘事項で、許可の延期や示唆など、時に行政担当者からの圧力を受けることも時折あります。スケジュールの延期などあれば、開発事業者はとも困る。	民間事業者には公平な対応をお願いしたいと思います。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	行政サービス
103	コンサルティング	建築	用途地域における規制緩和	各種用途地域における建築基準についての緩和。例えば一種、二種低層住居エリアにおける住居以外の建物建築など	各種用途地域における建築基準についての緩和。	○都市計画法、建築基準法別表第二	—	—	—	—	—	—	—	—	大阪市では、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は指定されていない。
104	コンサルティング	公物利用	歩道、河川などへの飲食店出店規制緩和	歩道や河川の護岸に商業店舗を出店する際の警察協議、河川当局との協議並びに許可申請の緩和	警察協議、河川当局の緩和	○河川法24条、道路法32条	○河川敷地占用許可準則 第4章都市及び地域の再生のために利用する施設に関する占用の特例	—	○大阪市の道路占用規則	—	—	—	—	—	⇒国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の商業的利用の促進の観点から、営業活動を行う事業者等による都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用を実施可能とするため、平成23年3月に河川敷地占用許可準則の一部改正を行ったところであり、既に規制緩和している。
105	コンサルティング	風営	風営法等の規制緩和	飲食等の営業が現在法律では12時、特定地域のみ1時と制限されている。	海外からの観光客を対象にしたエンターテインメント施設の発展に寄与するものであり、営業時間の延長をすること	○風営法 第13条 ○風営法施行令第7条の2	—	○風営法施行条例 第4条、第5条 ○風営法施行条例施行規則 第5条	—	—	—	—	—	—	・風営法上、風俗営業以外の営業(飲食店営業等)については営業時間の制限はない。
106	コンサルティング	サービス	補助金支給の早期化	各種補助金について、基本的には精算払いの前提の中で中小クラスの企業は資金繰りが厳しい状況がある。	精算払いではないかたちでの支給、もしくは前払いに際しての事務手続き緩和等が出来ればよい	—	—	—	—	—	○財務規則	—	—	—	—

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
107	コンサルティング	福祉	介護事業者許可手続き緩和	新規有料老人ホーム設立に際し手続から承認期間の短縮と緩和	新規有料老人ホーム設立に際し手続から承認期間の短縮と緩和	○老人福祉法					○大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針	○大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針		有料老人ホーム設置は届出制となっている。介護付き有料老人ホームを設置する場合は別途、介護保険法の規定による指定を受ける必要がある。
109	コンサルティング	税	自動車税減免措置	特定の車両に関する自動車税減免処置の緩和	例) 電気自動車について自動車税を減免するなど	○地方税法附則第12条の3	○取扱通知第10章第6項	○府税条例第65条第4項 府税条例附則第9条						
110	コンサルティング	サービス	行政窓口業務の平準化	窓口サービスが依然として平日のみの部分が主。	土・日の休日における窓口サービルの実施。共働き世代が増加する中で平日の窓口業務を増やして欲しい									行政サービス
111	コンサルティング	公物利用	道路活用の規制	主要道路沿線開発に関する商業立地について、現在の法律では飲食店等サービス業は優先的に立地開業が許されている。	統一的な行政指導と都市計画のビジョンを持って整備を進めて頂きたい									大阪市該当なし
112	コンサルティング	商業	大店法認可の短縮	大店立地申請の期間短縮	期間の短縮	○大規模小売店舗立地法	○大規模小売店舗立地法の解説							認可、申請ではなく届出手続きであり、申請の期間ではなく法に基づく開店(変更行為)の制限期間である。
113	コンサルティング	建築	都市計画関連要望	新設の幹線道路建設後における沿線都市計画区域の速やかな見直しをお願いしたい	新設の幹線道路建設後における沿線都市計画区域の速やかな見直しをお願いしたい								○幹線道路沿道の用途地域の変更:市町村権限	
114	コンサルティング	農業	農地関連	農業法人以外の法人の農地取得の緩和	農業法人以外の法人の農地取得の緩和	○農地法第2条第3項、同法施行令、同法施行規則	○農地法関係事務に係る処理基準について							
115	コンサルティング	サービス	事関連手続き緩和	申請書等に対する押印、申請書等に押印が義務の緩和 ※例えば自治体ごとに変更できる制度があればよい	申請書等に対する押印、申請書等に押印が義務の緩和 ※例えば自治体ごとに変更できる制度があればよい									行政サービス

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>アミューズメント事業者</b>														
116	レジャー・アミューズメント	サービス	裸火、喫煙、危険物の持ち込み許可及び煙火打上げ、仕掛けの届出など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・花火等を使用する際には、その都度、3か所に届出をする必要がある(本局:火薬類消費許可申請、消防署(予防):裸火、喫煙、危険物の持ち込み許可申請、消防署(警防)…煙火打上げ、仕掛け届出書)</li> <li>・上記の申請量に対し、そのとおりに行わないと指摘を受けることになる。(量が多い場合だけでなく、少ない場合でも指摘対象。使用しなかったものは、別日程等での使用は認められず、全て廃棄する必要が生じるため、コスト増につながる)</li> </ul>	①各行政機関への手続きを、一本化・簡素化できないのか。	①・消防法、消防法施行令第5条～5条の5  ・火薬取締法第25条第1項			①市火災予防条例第24・58条、同施行規則4・7条	各市町村条例	—	①市火災予防条例第24条の申請及び同第58条の届出は所轄消防署長あてに行う。  ・火薬類取締法第25条第1項の規定による許可申請は、本局規制課へ提出する		
					②使用しなかった火薬については、別途申請等を行うことにより、廃棄ではなく、使用できるようにできないのか。	②・火薬取締法第22条 ・火薬類取締法第51条第3項			各市町村条例	—	②火薬類取締法の規定上、未使用の煙火については、必ずしも廃棄する必要があるため、異常等がなければその後も使用可能である。ただし、消費場所に残置せず、火薬庫等に貯蔵するなどの措置が必要となります。			
117	レジャー・アミューズメント	サービス	少量危険物の貯蔵届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電車等を使用する場合、その都度届出が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間で届出を行い、毎月精算などの手続きにするなど、包括届にできないのか。(車輛や機器の燃料タンク容量で届出)</li> </ul>	消防法第9条の4		—	〇市火災予防条例第60条第1項	各市町村条例	—	〇指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては届出を行う者は、当該行為を開始する日の7日前までに、貯蔵又は取扱いを廃止した場合は遅滞なく、大阪市火災予防条例施行規則第14号様式による届出書2通を、所轄消防署長に提出しなければならない。		
118	レジャー・アミューズメント	サービス	乾燥設備の設置届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量の規定がなく、家庭用の容量が少ない乾燥機器を使用する場合であっても、業務で使用するのであれば、全て届出(使用や設置場所の届出)が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の数値基準の規定を設ける。</li> </ul>	〇消防法、消防法施行令第5条～5条の5		—	〇市火災予防条例第57条、同施行規則6条	各市町村条例	—	〇個人の住居に設けるもの以外は届出が必要である。		
119	レジャー・アミューズメント	サービス	厨房設備設置の届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の設備は総じてワット数が大きくなり、性能が上がっているにも関わらず、規制値が以前のまま変更されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制値の変更(350kw⇒500kw)</li> </ul>	〇消防法施行令第5条～5条の5		—	〇市火災予防条例第57条、同施行規則6条	各市町村条例	—	〇1の厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350kw以上となる場合は届出が必要である。	〇各市町村の運用による	
120	レジャー・アミューズメント	サービス	消防用設備の法定点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災報知機の一時停止が認められないことにより、演出上のスモークで報知機の警報が作動し、観覧者に誤解を与えるほか、演出が困難。(映画館での非常誘導灯は緩和されている。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性を担保するために人を配置させた場合は、報知機の一時的停止を認めてもらいたい。</li> </ul>	〇消防法、消防法施行令第21条、消防法施行規則第23条及び第24条		—			—	〇自動火災報知設備の地区音響装置の一時停止を認めていない		

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
121	レジャー・アミューズメント	サービス	施設における空気環境測定等	・衛生環境を良好に保つために届出が必要。特に屋外等においては仮設(5日以上、演台さえあれば仮設の取扱い)でも対象とされる。 ・別法でも、特定建築物(1,000㎡以上)の空気環境測定が求められる。	・現在の衛生環境を考えると古い規制とはいえないのか。仮設の取扱いも範囲が広すぎるのではないか。	○興行場法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行令)	○興行場法第2条、第3条関係基準(技術的助言)	○府興行場法施行条例、同法施行細則	○市興行場法施行条例、同法施行細則					【市】届出は不要。特定建築物は、3,000㎡以上。建築物衛生法で測定している場合は、興行場法で別途測定する必要はありません。
122	レジャー・アミューズメント	サービス	風俗営業法の適用	・レジャー・アミューズメント施設として、ディスコやダンス等のイベントやカーニバルゲームを行う際に、適用対象とされている。	・適用対象を、法設置の趣旨と照らし合わせ、精査してもらいたい。	○風営法 第2条第1項第3号								・本「支障事例」に記載されている内容だけでは、その営業が風営法の規制対象となっているかどうかは判断できない。
123	レジャー・アミューズメント	サービス	大規模小売店舗における駐車場附置義務など	・駐車場の必要設置台数を超える場合であっても、届出が必要とされる。 ・店舗面積が申請から10%以上変更すれば、届出が必要となる。	・台数を上回る分については、届出不要と考える。 ・業種により、他施設を圧迫するものではないので、届出対象を柔軟にすべきではないか。(10%以上⇒15%以上)	○大規模小売店舗立地法、同法施行令、同法施行規則	○大規模小売店舗立地法の解説					○市大規模小売店舗立地法運用手続要綱		
124	レジャー・アミューズメント	サービス	防災用などの倉庫や仮設コンテナ等の設置	・準防火・防火地域内であれば、防災用や仮設でも倉庫やコンテナを置くだけで、法に基づく届出(建築確認等)が必要。(1㎡以上全て、他にも仮設の水飲み場に屋根と柱があれば対象)	・防災用であれば、法の適用を除外してもらいたい。 ・準防火・防火地域内の確認申請の規制緩和(10㎡未満は申請不要)。 ・工事用の仮設の事務所は1年未満であれば、確認申請不要であり、同様の制度とすべき。	建築基準法(6条第2項)								
125	レジャー・アミューズメント	サービス	建物の軒下利用	・建物の軒下などで用途発生しても、利用ができない。	・屋外の軒下で用途が発生した場合、床面積や建築面積参入の除外	○建築基準法(6条)	○建築基準法の告示・通達(床面積の算定方法について)				○大阪府内建築行政連絡協議会	○大阪府内建築行政連絡協議会	○大阪府内建築行政連絡協議会	
126	レジャー・アミューズメント	サービス	船舶の航行許可など	・特定水面の許可を得ていても、船を変更する場合や操縦する人員を変える場合はその都度申請が必要。	・船の装飾を変える程度であれば、申請は必要ないのではないか。	○船舶安全法・船舶職員法								
127	レジャー・アミューズメント	サービス	イベント等による騒音	・ごく限られた時間におけるイベントによる騒音であっても届出対象となる。	・運用基準の明確化									
128	レジャー・アミューズメント	サービス	電気用品のPSEマーク	・国内製よりも機能性に優れている外国製の機器を使用したくとも、PSEマークを取得していなければ使用できない。	・PSEマークの基準に準拠している海外規格であれば、使用できるように緩和	○電気用品安全法(1条)	○電気用品安全法に関する解釈・ツーリストモデルに対する例外承認制度							

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
129	レジャー・アミューズメント	サービス	酒類販売の取扱い・食品の屋外販売など	<p>・酒類の販売は決められたところではできないのか、アミューズメント施設は敷地全体ではなく、敷地内の店舗ごとに認められる現状となっている。(一方、野球場では、敷地内の店舗ではなく、売り子なども含め、球場敷地全体で認められている。)</p> <p>・アミューズメント施設での屋外での食品等の販売は、一般的な露店とは違い、給排水や電気設備等も整えているが、露店と同様の扱いとなり、販売できる内容が非常に制限される。</p>	<p>・アミューズメント施設についても、野球場等と同様に、同一営業敷地を一つの営業施設と捉えてもらいたい。</p> <p>・露店販売についての法規制が、戦後に施行され大きな見直しがされていないので、現状を踏まえた基準等にするべきである。</p>	○酒税法・食品衛生法	○酒類の販売業免許の申請		○市食品衛生法施行条例、施行規則			○大阪市露店による食品営業取扱要綱		

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>学識経験者など</b>														
46	建築分野有識者	建築	マンションの非常用電源重油の量	・建築基準法では、用途地域に応じて危険物の貯蔵量が規定されている。 ・2000リットルを超える貯蔵タンク(地下)は地下タンク貯蔵所として政令の基準を満たす必要あり。 ・自家発電機を24時間稼働したときの燃料消費量が2000リットルを超える自家発電機の設置は、危険物一般取扱所となり、政令基準を満たす必要あり。 ・規制量を守ると40時間程度しかもたない	・自家発電機にかかる規制については、災害時のみ稼働する非常用発電機に限定して規制緩和を検討すべき	○建築基準法48条、建築基準法施行令116条、消防法9条の4、危険物の規制に関する政令	○建築基準法施行令116条、130条の9。危険物の規制に関する政令		○市火災予防条例第4章	○各市町村条例	○能勢町は消防本部をもたないので、大阪府が規制事務を担当している。			
130	ベンチャー・キャピタリスト	理容美容	ネイルサロンにおける刃物等の取扱い	ネイリストはかなり器用なのに、ネイリストが刃物を持つと思うと、理容免許を取らなければならない。	・ビューティ関連は極力自由化して、罰則を厳しくすることで、参入の自由度を高めるべき	○理容師法(第1条・6条)								【府】ネイル行為のみを業とする場合は、現状では、理容師法又は美容師法に抵触するものではありません。ただし、ネイル行為以外にはさみ等で頭髪等をカットする等の行為を行う場合は、理容師法又は美容師法に抵触することになります。 【市】ネイルにかかる刃物の使用は理容師免許不要です。
131	ベンチャー・キャピタリスト	雇用労働	就業規則の廃止	ベンチャー企業が成長するにあたって、就業規則により縛られてしまい、阻害されている。	裁量労働の中で就業規則をつくるなどを認めても良いのではないか	○労働基準法(第89条)								
132	ベンチャー・キャピタリスト	サービス	町屋等での宿泊行為	町屋は旅館業ではなく、認可がとれなくなっている。そのため、ショートステイのようにその都度賃貸借契約を結ばなければならない。また、WEBのホテル予約システムのリストや旅行会社で扱ってもらえず、予約も取れないため、日本の観光に対してマイナスとなっている。	町屋での旅館業を認可できるようにすべき。	○旅館業法	※構造改革特区内での一部緩和あり	○府旅館業法施行条例	○市旅館業法施行条例					【市】町家＝旅館業ではないということではありません。
133	有識者	自治体	地方公営企業の民営化手続き	民営化する際に、一旦、廃止が必要。事業継承、身分継承できない	民営化する際に廃止せずに事業継承・身分継承できるようにすること	○地方公営企業法								
134	有識者	自治体	会社の破たん手続き	第三セクター等改革推進債が、今年度末で終了公社を民営化する際に、一旦、解散が必要	民営化する際に廃止せずに事業継承・身分継承できるようにすること	○地方公社に関する各種法律								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
136	有識者	自治体	一部事務組合加入脱退の自由化	・一部事務組合がこれを組織する地方公共団体の数を増減(中略)しようとするときは、構成団体の全員同意が必要となっている。 ・脱退については平成24年9月の改正により2年以上の猶予期間をおいて、脱退しようとする地方公共団体の意思のみにより脱退できる。	・すべての構成団体の議会の議決を必要とする規程を緩和すべきである。 ・広域連携が活性化する。	○地方自治法286条の1、の2 の1:一部事務組合の数を増減(中略)しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め								
137	有識者	福祉	特別養護老人ホームの設置主体	特別養護老人ホームの設置は都道府県、市町村、社会福祉法人に限られている。	株式会社やNPOにも設置主体となることを可能とするべき	○老人福祉法20条の8、20条の9 ○介護保険法116条、117条 ○老人福祉法15条 ○介護保険法86条								
138	有識者	情報	ビッグデータの活用	・企業や行政がもつビッグデータを災害時の人の動きの確認や、医療・保健の政策向上において活用できない。	より厳格なデータ管理の実施を条件に、「個人を特定できる情報を削除する」「(一定の基準を設けて)匿名化を行う」ことで、『個人情報』とされる対象から除外する。	○個人情報保護法第十六条一項								
139	有識者	交通	鉄道法と軌道法	設置目的が同様の法令が、二元化され、道路に敷設するかどうかで区別されているが、渾然としているのが実態。	国交省の統合が定着した今日、鉄道・軌道法体系の再構築を本格的に検討し、更には情報通信技術の高度化に対応した鉄道・自動車システムの再構築(両方を一元化するべきである)。	○軌道法 ○鉄道法								
140	有識者	生活環境	墓地埋葬法について	・この法律は陸上での埋葬を前提としており、海上での散骨については想定していない。陸上で許可なく埋葬するとこの法律に触れるが、撒くという行為は想定していない。 法務省・厚生省は「葬送の一環として節度をもって行われるのなら違法ではない」との見解を示しているが、個々の行為についての法律との関係が明らかにされていない。	自然葬について、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地からの必要な法改正や、ガイドラインが示されるべきである。国民の今日的ニーズに法律が対応し、疑義なく葬送を行うことができる	○墓地埋葬法								
140-②	有識者	教育	都心への大学設置	・現行の設置基準(文科省告示)は、大学が単独で設置することを前提として、設置基準の運動場や校地の面積、校舎の面積等を定めている。 ・本設置基準はそれぞれの大学の単独設置による基準であり、複数の大学が施設を共同設置・管理することを想定していない。	・大阪が戦略的に大学を誘致するにあたり、都市である状況に鑑み、複数の大学が、共同で運動場や、講義場所等を設置し利用することを考え、共同設置することを認めるとともに、校地や校舎面積を単に両者の収容定員の合計を当てはめるのではなく、講義場所や校地面積をマイナスすることで検討すべき	大学設置基準(校地、校舎等の施設設置)								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
<b>事業者団体・企業アンケート</b>														
141	建設業	入札・契約	大阪府発注工事の入札において、予定価格・低入価格調査基準価格・失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理の廃止	大阪府発注工事の入札において、予定価格・低入価格調査基準価格・失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理の廃止を要望いたします。当基準は、「大阪府職員が不正に巻き込まれることを防止する観点」から導入されています。しかし、現在の入札制度では積算基準に則った適正な積算業務は競争入札の一手法であり、無作為係数の導入は入札参加意欲を削ぐ要因となっています。	したがって無作為係数は廃止して頂きたい。			なし		なし	○大阪府 予定価格等のランダム係数処理基準			
142	建設業	入札・契約	大阪府発注工事の失格基準価格(最低制限価格)及び特別重点調査基準価格の基準額の引上げ	現在、失格基準価格(最低制限価格)及び特別重点調査基準価格の算定基準は(直接工事費の額の85%・共通仮設費の額の70%・現場管理費の額の70%・一般管理費の額の30%)となっており、低い基準となっている。それにより、業者間での価格競争は収まる兆しはみられない。また総合評価の提案に係る費用も加算され、原版的に厳しくなり企業成長に支障をきたす要因にもなっている。	以上から、国(国土交通省)並みの基準(95%・90%・80%・30%)に引上げを要望します。			なし		なし	○大阪府総務部 契約局建設工事 予定価格等算定要領			
143	建設業	入札・契約	大阪府発注の入札・契約完了案件の工事費内訳書(金入り設計書※代価表まで)の開示	大阪府発注の入札・契約完了案件の工事費内訳書現在、開示請求しても工事費内訳書の大項目のみの開示となっている。	国又は他の自治体においては、開示請求すれば代価表までの公表となっており、大阪府も同じ対応をお願いします。			○大阪府情報公開条例第8条第1項第4号 ○大阪府 金入設計書(積算書)の情報公開請求の公開範囲の制限について(お知らせ)			○大阪府情報公開条例解釈運用基準 ○大阪府 金入設計書(積算書)の情報公開請求の公開範囲の制限について(お知らせ)			
144	建設業	入札・契約	大阪府都市整備部総合評価落札方式の評価項目について大阪府内(大阪市内)企業であれば加算点の付与	大阪府・大阪市への納税企業として、考慮していただきたい。それにより地元企業として売上・利益等が増えれば、大阪府・大阪市の税収増となり、地元の活性化に繋がるため。	大阪府都市整備部総合評価落札方式の評価項目について大阪府内(大阪市内)企業であれば加算点の付与						○大阪府 平成25年度 都市整備部 総合評価落札方式の取組方針について 平成25年度 都市整備部建設工事請負契約に係る入札・契約制度について			
145	建設業	入札・契約	大阪府発注案件(13.5億以下)において、工事の難易度が高い場合は、等級区分に拘らず、入札業者のランクを考慮して頂きたい。	現状では、発注工事金額と等級区分によって機械的に入札業者のランクが設定されているが、工事の難易度によっては相当の技術力が必要になる場合もあることから、入札業者の要件設定に当たってこれを考慮して頂きたい。	大阪府発注案件(13.5億以下)において、工事の難易度が高い場合は、等級区分に拘らず、入札業者のランクを考慮して頂きたい。						○大阪府「平成25年度大阪府建設工事競争入札参加資格審査における等級区分及び工事金額」 ○大阪府「平成25年度 都市整備部建設工事請負契約に係る入札・契約制度について」			

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
146	建設業	入札・契約	大阪広域水道企業団の総合評価落札方式の評価項目のうち「企業の施工能力」「配置予定技術者の能力」の工事成績(80点以上)の加算点廃止	総合評価落札方式の入札において、予定価格は事前公表、最低制限価格は事後公表となっており、最低制限価格を予定価格から逆算出して入札しているのが現状で、各社とも入札金額は、同額に近い結果となっています。その為、技術提案での加算点が落札するための大きな要因となっています。評価項目のうち「施工計画」では各社ともほぼ満点をとっているのが現状であり、「企業の施工能力」「配置予定技術者の能力」での加算点(大阪広域水道企業団・大阪府都市整備部・旧大阪府水道部での工事成績点80点以上)の有る企業が落札しております。 上記から過去2年間の工事成績(80点以上)を取得している企業が落札に優位となる入札状況であるため、実績の無い企業が落札する確率は、ほぼ0%に近い確率となっており、工事成績をもっていない会社は、いつまでたっても落札できない入札制度となっている為。	「企業の施工能力」「配置予定技術者の能力」の工事成績(80点以上)の加算点廃止									○平成25年度大阪広域水道企業団の総合評価落札方式について
147	建設業	入札・契約	大阪市発注工事(WTO対象工事以外)の入札において、最低制限価格の設定に用いる無作為係数(0.988~1.010)を廃止	当基準は、「大阪市職員が不正に巻き込まれることを防止する観点」から導入されています。しかし、現在の入札制度では積算基準に則った適正な積算業務は競争入札の一手法であり、無作為係数の導入は入札参加意欲を削ぐ要因となっています。したがって、この無作為係数は廃止して頂きたい。	大阪市発注工事(WTO対象工事以外)の入札において、最低制限価格の設定に用いる無作為係数(0.988~1.010)を廃止	地方自治法施行令第167条の10					○大阪府 予定価格等のランダム係数処理基準	○大阪市「工事請負契約に係る最低制限価格設定基準」		
148	建設業	入札・契約	大阪市発注の入札完了案件の工事費内訳書(金入り設計書・代価表)を、入札完了後即時に公表していただきたい。	現在、大阪市各局の取り決めで、金入り設計書の公表は「当該工事の完成後」となっています。工事完成後の公表では積算の精査も不可能である為。	大阪市発注の入札完了案件の工事費内訳書(金入り設計書・代価表)を、入札完了後即時に公表していただきたい。							○		
149	建設業	入札・契約	大阪市発注の入札前配布設計図書(図面・設計書等)において、設計書の明細・代価を配布していただきたい	大項目だけの設計書で、更に工種が「一式」だけの項目がほとんどで、積算が不可能なため	大阪市発注の入札前配布設計図書(図面・設計書等)において、設計書の明細・代価を配布していただきたい							○		
150	建設業	入札・契約	大阪市の建設工事の総合評価方式の推進	大阪市では、未だ、建設工事の入札制度に総合評価方式の試行が進んでおりません。国土交通省が推奨し、多くの自治体で採用されている施工体制確認型の総合評価方式を公共工事の入札制度に積極的に導入していただきたい 上記の試行要領が制定されてはいますが、殆どが通常の一般競争入札であり、総合評価方式は採用されていない。	大阪市の建設工事の総合評価方式の推進	○地方自治法施行令第167条の10の2第1項						○	○大阪市「大阪市公共工事総合評価落札方式試行要領」	

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
151	建設業	入札・契約	大阪市発注工事(WTO対象工事:19.4億以上)の失格基準価格(数値的判断基準価格)の基準額の引上げ	現在、WTO対象工事において、失格基準価格(数値的判断基準)の算定基準は、「設計金額の直接工事費75%:共通仮設費70%:現場管理費70%:一般管理費30%の4項目の合計値」となっており、低い基準となっている。これにより、原価的にも厳しい状況の中での価格競争となっており、企業成長、引いては協力会社成長に支障をきたす要因にもなっている。 以上のことから、国(国土交通省)並みの基準(95%:90%:80%:30%)に引上げを要望します。	大阪市発注工事(WTO対象工事:19.4億以上)の失格基準価格(数値的判断基準価格)の基準額の引上げ							○大阪市「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」		【市】失格基準価格(数値的判断基準)は、国(国土交通省)の設定はないが、本市は設定している。 なお、支障事例欄にある国(国土交通省)の基準の数値は低入札価格調査基準額(平成25年5月以前)である。
152	建設業	建築	地階に自動車車庫等を設ける場合に義務付けられる機械換気設備	地階の駐車場に求められる「機械換気設備の換気量25㎡/床面積㎡」または「床面積の1/10以上の自然換気開口面積」の基準を見直すべきであると考えます。 府条例の規定は、地階駐車場について、自動車の排ガス等を排出するために床面積の1/10以上の自然換気開口もしくは居室換気同等の機械換気設備のいずれかを設けることを義務付けています。	建築物に付帯する駐車施設の整備は今後も社会的に必要と考えられますが、昨今、ハイブリッド車の普及や排ガス規制等により排ガス排出量が低減されていることから、これらの開口面積や機械換気能力の基準値を見直すべきであると考えます。			○大阪府建築基準法施行条例第52条第二号						
153	建設業	建築	開発工事完了公告までの建築制限等について	開発工事と建築工事を一連で行う場合、双方は随所で関連し合っており、開発工事のみを先に完了させることは時間やコストの面で無駄が多くなります。知事の承認を受ければ、建築工事を併せて行うことができますが、その承認申請は、府下においても取扱いや承認条件等にばらつきがあり、その対応にも無駄な労力を費やしています。	まずは「開発工事を完了させた後に、建築工事を行うべきである」という根本的な考え方を改めるべきであると考えます。 開発工事を伴う建築工事等において、知事の承認を受けた場合を除き、開発工事の完了公告までの間は建築工事等に着手できないとする規定を廃止すべきであると考えます。	○都市計画法第37条	○都市計画法37条の運用				○都市計画法37条の運用	○都市計画法37条の運用	○都市計画法37条の運用	
154	建設業	設計基準	大阪市および大阪府の設計基準の統一を図っていただきたい。	例えば、市発注の開削工事において、府管理の近接構造物への影響検討を行う場合、両方の設計を満たすように設計書を作成することとなる。	設計や協議の効率化を図るため、設計基準の統一を図っていただきたい。						○各種、設計基準	○各種、設計基準		
155	建設業	入札・契約	工事請負契約書に係る印紙税の軽減措置の適用。	電子手形決算取引が普及する中、その導入が出来ない中小事業者の印紙税負担が高い。同一工事であっても、一次、二次と何度か契約される事業者にとって、印紙税の多重納付の感が否めない。	工事請負契約書に係る印紙税の軽減措置の適用。	○印紙税法								
156	建設業	建設業	消費税に伴う住宅建設・売買	消費税増税に伴う経過措置の内容が今一つ不明瞭で今後の受注活動に重大な影響を及ぼす懸念あり。	消費税に伴う住宅建設・売買に関わる軽減措置の適用。	○改正消費税法								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
157	建設業	建築	緑地規制	大阪市では500㎡以上の敷地に緑化規制をし、大阪府では1000㎡以上の敷地に緑化規制をしている。 大阪市で1000㎡以上の敷地には基準が異なるため、緑地の設置の為2申請を行う事になり、提出先と協議先が開発指導課と、みどり推進部協働課と違う上、設置場所も違うので、書類作製・協議・提出に手間がかかる。	準大規模建築物の建設計画届出と緑化計画書の統合による簡素化。			○大阪府自然環境条例第33条及び34条				○大阪市 建築物に付属する緑化指導指針		
158	建設業	環境・エネルギー	石綿障害予防	石綿(レベル1, 2)の撤去等の届出が労働基準監督署と所轄官庁と2箇所に提出しないといけないが、どちらか一方で管理してもらいたい。	石綿(レベル1, 2)の撤去等の届出が労働基準監督署と所轄官庁と2箇所に提出しないといけない	○大気汚染防止法第18条の15、労働安全衛生法88条・100条		○大阪府生活環境の保全等に関する条例(第40条の7,8)、同施行規則(第16条の10,11)						
159	建設業	建設業	建設業法(社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)	建設業法(社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)において、元請に指導の役割と責任を分担させているが、本来所轄役所(国、厚生省等)が責任をもって指導、監督すべき。	本来所轄役所(国、厚生省等)が責任をもって指導、監督すべき。	○建設業法	○社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン							
160	建設業	建設業	監理技術者資格証の発行	監理技術者資格証の発行に当たり、監理技術者講習と財団法人等で受講しなければならないが、一括管理にしてほしい。	管理技術者資格証の発行に当たり、管理技術者講習と財団法人等で受講しなければならないが、一括管理にしてほしい。	○建設業法								
161	建設業	入札・契約	入札時の総合評価方式の技術提案内容	提案内容によっては費用が発生し、現状はそのかかる費用は全てゼネコン持ちである。総合評価方式を採用されている官庁(独立行政法人含む)では多額の費用がかかる内容でないと、加点対象にならないところもある。適正価格で受注したいが、技術提案で発注した費用が実行予算を圧迫しているのが現状。	費用がかからない提案内容にするか、かかる費用を認めてもらえるようにしていただきたい。							○大阪府都市整備部総合評価一般競争入札(技術提案型)共通入札説明書 ○大阪府住宅まちづくり部公共建築室建設工事総合評価落札方式実施ガイドライン		
162	製造業	道路	道路占用許可申請	各地区、地域の窓口で、全ての道路に対する協議、申請の受付を可能とすべき。	各地区、地域の窓口で、全ての道路に対する協議、申請の受付を可能とすべき。	○道路法32条								
163	製造業	道路	道路埋設管の調査(沿道堀削等)	道路埋設管の情報が現在、水道局、下水道局、大阪ガス、NTT、関西電力、などで個別で情報管理をしているが、道路管理者が全ての情報を管理すれば、調査、調整が簡素化できる。	道路埋設管の調査(沿道堀削等)について、道路管理者が全ての情報を管理すべき。	道路法24条			○大阪市道路占用規則					

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
164	建築士団体	建築	省エネ法によるCASBEEの審査	・省エネ法に基づくCASBEEの審査については、現状では特定行政庁に提出、審査する手続きとなっているが、審査が非常に遅く建築確認申請と同様に、民間でも受け付け・審査できる内容と思われる。	・省エネ法に基づくCASBEEの審査については民間機関に移行させるべきである			○大阪府温暖化の防止等に関する条例第16条	○大阪市建築物の環境配慮に関する条例					本件(CASBEEの届出)の根拠は、省エネ法ではなく左記条例に基づく届出制度です。また、届出があった自己評価結果の内容を、行政が確認する際に、添付書類の提出等を求めることがありますが、内容は審査ではありません。
164-②	建築士団体	建築	建築確認申請を行う前の防災計画書の評定	平成12年施行の地方分権法による通達の失効により、防災計画書の法的位置づけが無くなってから10年が経過しているが、大阪府内では未だにその作成のを命じている状況である。東京都では早くから廃止しているが、防災計画書作成・評定の取得には事業推進のコスト。スケジュール等に大きく影響する。	大阪府内の建築申請に伴う防災計画書の評定を廃止すること			○大阪府内建築行政連絡協議会要綱	○大阪府内建築行政連絡協議会要綱「大阪市における防災計画書の取扱」について	○大阪府内建築行政連絡協議会要綱				
165	建築士団体	建築	建築確認申請に伴う調査報告書	建築確認申請書の提出に伴い、市町村の調査報告書を添付することが義務付けられているが、大阪府条例に基づく調査報告書制度は建築確認申請の受付が滞ることが多い	市町村の処理が遅くならないよう様式の簡素化を要望する 大阪府条例に基づく調査報告書制度の運用改善に努められたい			○大阪府建築基準法施行条例第76条						
166	建築士団体	建築	建築物の検査済証発行の際の意見書制度の廃止	・建築物等の検査済証を交付するに当たり、大阪府市では意見書による関係各課の回答がないと発行されない。	大阪府市が実施している建築物の検査済証発行の際の意見書制度を廃止されたい。事前協議に対する完成報告と検査済証の発行は分けて整理すべきであり、1日でも早く検査済証を取得し事業活動を開始したい民間事業者の意向を尊重していただきたい							○		
167	建築士団体	建築	大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱の廃止	・大阪府福祉のまちづくり条例において福祉整備項目が十分に整備されており、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱は不要。当該事前協議は建築確認申請受付、検査済証取得に影響を及ぼしており、迅速な手続き及び経済活動に影響を及ぼしている	大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱は不要。			○大阪府福祉のまちづくり条例					○大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱	

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
168	建築関係公益法人	団体運営	公益社団法人等の移行申請手続きの改善 処理期間の短縮化、標準処理期間の厳守、手続簡素化、十分な相談体制をとること	①公益法人等の移行申請について内閣府は標準処理期間は4か月であるが、大阪府は6か月である。大阪府からは事前案内として、この標準処理期間の明示に加えて、提出期限の指定や処分を確定するものではないとの但し書きがありました。当法人の申請内容に対する処理(内容確認や聞き取り)は申請後6か月経過した時点であった。 ②大阪府において当該申請に対する標準処理期間が内閣府のそれと比べて多くなったことには、法人数の多さと申請の集中が推測されます) ③当該制度改革には相談会が設けられていたが、数年の期間内において、早期段階で相談に応じていただいた場合に、その後2度目以降、各論の相談等については、相談対応が繁忙であるとの理由により対応していただけなかった)	①処理期間の短縮化や標準処理期間の厳守、処理期間に合わせたスケジュールで処理できる体制を整備していただきたい。行政手続申請者の求めに応じて「審査の進行状況や処分時期の見通し等を示すよう努める」となっている。その開示請求が可能であることの明示とその手続きが簡素化できるよう整備していただきたい。 ②行政手続等においては、処理・対応の円滑化や体制の強化、対応者の増員や審議会等の開催数増加といった対応をとっていただきたい。 ③大きな制度改革に伴う手続き等については、十分な相談体制を整えていただきたい。	○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	○行政手続法第6条に基づく標準処理期間(4か月)				○行政手続法第6条に基づく標準処理期間(4か月)			内閣府の標準処理期間は4か月、大阪府は6か月との記載があるが、事実と異なる。大阪府も4か月である。 なお、平成23年度は4月1日登記を希望する法人の申請が年度後半に集中(90%)したことから、24年度においては、法人の希望と適正な審査を可能な限り両立させるため、4月1日に公益法人として移行登記を希望する法人には、遅くとも6カ月前までの早期申請を呼びかけた。
169	宅地建物取引業	不動産	許可基準の強化(過去に消費者被害が生じたこと)※規制強化	・現在、宅建業の許可を受けることなく、無免許で不動産コンサルタントと称して事業をしている者が多い。 ・	欠格要件に、過去に不動産取引で消費者に被害を与えたことが定められていないので追加すべきである。宅地建物取引業保証協会における弁済や処分等の事実があるものについては、免許許可しないようにされたい。	宅地建物取引業法								
170	商工会議所	医療機器産業	医療機器品質管理調査の見直し	・現在は医薬品と同様1品目ずつ品質管理が行われているが、製品群単位や製品の原理ごと単位などカテゴリー分けすること	・現在は医薬品と同様2品目ずつ品質管理が行われているが、製品群単位や製品の原理ごと単位などカテゴリー分けすること	○薬事法								
171	商工会議所	医薬機器	製品変更に伴う審査見直し	・医療機器の製品改良にあたっては、品質・安全性が当初と異なるものであっても審査を行う	品質・安全性が当初と異なるもの以外は簡易なものとする		OPMDAの審査基準							
172	商工会議所	医療機器	ニッチ市場参入者のPMDA手数料の軽減対象拡大	年間1億円未満の機器開発では手数料負担が大きい。現在赤字ベンチャー企業向けに1割負担軽減がなされている手数料支援制度の対象拡大をすること	現在赤字ベンチャー企業向けに1割負担軽減がなされている手数料支援制度の対象拡大をすること		OPMDAの審査基準							
173	商工会議所	観光	大阪城(国の特別史跡)の現状変更	・同エリアに大規模な土産店や商業施設については現在のところ文化庁長官の許可が得られない。	大規模な土産店や商業施設について、許可対象とすること	○文化財保護法第125条により文化庁長官の現状変更許可を受けなければならない	○現状では、事例のような現状変更については許可されない。							
174	商工会議所	運輸	船舶航行の水先案内人の乗船義務緩和	・一定海域を一定基準以上の船舶が航行するには水先法により水先案内人の乗船義務がある。費用が高額であり、外国客船が瀬戸内海航行を避ける	安全性に配慮しつつ総t数の引上げもあわせて検討すること。	○水先法により一定基準以上(瀬戸内海では1万総t以上)の船舶に対し水先案内人※の乗船が義務づけられている								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
175	商工会議所	運輸	・夜間航行規制	・夜間航行規制についての規制緩和	安全性に配慮しつつ夜間航行も可能にする		○海上交通安全法第23条、同法施行規則第15条に基づく巨大船等に対する指示							
176	商工会議所	貿易業	・輸出申告・処理の24時間化	・閉庁時間帯では受付がなされるが、結果は開庁時間までされない。	24時間化を実現されたい		○システム導入官署における輸出通関事務処理体制について(平成12年3月31日蔵関第243号)							
178	経済団体	駐車取り締まり	駐車違反取締の運用	・駐車取り締まりが民間に委託され、当初は迷惑放置車両が取締対象であったが、その後配送業務中のトラックが対象とされ、わずか2-3分の荷卸し中に取り締まられる事象が多発しており、法の目的から外れている。他県では業務中のトラックについては、別途緩和措置をとっているところもある。	荷卸し中のトラックと迷惑放置車両とは区別してしるべきである。			○						
180	製造業	雇用労働	ハローワークのサービス	①ハローワークに赴かないと検索できないのは求人機会、就職者機会の喪失。 ②1度に紹介できる人数が5名に限られていて、プリント数も制限。	ハローワークの求人情報について、どこからもアクセスできるようにすべき	職業安定法								行政サービス
181	製造業	交通	道路交通標識と警察の取り締まり改善	万博周回道路の「標識が紛らわしく」間違いによる交通違反や事故を誘発している。(ドライバーが錯覚して赤信号、警察が待ち構えて違反謙虚している。警察にクレームを言っても聞き入れようとしない。「あれは土木局が付けたからと」)	標識と取締の改善	-	-	-			-			
182	製造業	規制全般	規制検索サイトの創設	・法令集等紙資料で検索するの時間がかかる。	関連する法規制、施行規則から、府県・市町村の条例まで検索できるようポータルを設置を希望 キーワード検索などができればありがたい	-	-	-			-			行政サービス 大阪府市の条例規則等についてはHP上の例規データベースで検索できるようになっている。
183	薬品製造業	環境・エネルギー	下水道法と水質汚濁防止法の届出の一元化	下水道法の特定施設の届出と、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の届出を ※法令毎に準じた様式では、申請時期や許可についても2度手間になり無駄となる。	同じ様式にし、一度の提出とさせてほしい。	○下水道法施行規則第8条第2項 下水道法第11条の2 水質汚濁防止法第5条								
184	薬品製造業	環境・エネルギー	水質汚濁防止法の漏えい事故発生時の閾値の設定	・水質汚濁防止法では有害物質、指定物質及び油による漏えい事故が発生した場合、届出が必要になっているが、閾値が設定されていない	届出の閾値を設定すべきである	○水質汚濁法第14条の2	○水質汚濁防止法の運用							
187	引火性危険物製造業	建築	準工業地域における引火性危険物関係の事業所や研究所の扱い	・昭和38年に大阪市から引火性危険物製造業の許可を得て操業。当時工業地域から、現在は準工業地域。準工では引火性危険物製造業は不適格建築物の指定を受け、既存の20%以上の増設不可、壊したら再建も不可。製造だけでなく事務所や研究所も同じ扱い。	少なくとも製造に関わらない事務所・研究所は通常の建築物の扱いに緩和されたい	○建築基準法施行令137条の7								

番号	提案者	業種・分類	項目	支障事例	提案	国の法令	国の運用	大阪府の条例	大阪市の条例	大阪市以外の条例	大阪府運用	大阪市運用	大阪市以外市町村の運用	備考(事実確認に関して)
189	出版業	入札・契約	入札の方式について	①大阪市・大阪府以外の市区町村(吹田市など)で、物品・業務委託の登録をしたが、ホームページ上で入札を公開せず、身内で合い見積もりや指名競争入札をしているところが多すぎる。 随意契約あるいは市区町村が気に入った業者へ受注するということを続けていると、他の市区町村の業者の締め出しになり、また契約金が高くなり、市民の税金の無駄遣いになると考えられるから。 ②市区町村の仕事をする際、委託・物品に関しては、大阪市のような再委託を禁止する条項を仕様書へすべて付けてほしい。入札で取った業者が、案件の内容でできないものを下請けへ回し、安い金額で仕事をさせてしまうことで、下請け業者が、本来、単体で仕事を発注された場合に受け取る金額とは、かなり安い金額で請け負わなければならないになってしまうため。	①随意契約は価格の跳ね上げにつながるということを各市区町村の契約担当は認識し、「地域の経済を高めるため」に入札を公開しない」という固まった意見もたず、全面的に入札を開始し、市民に情報を公開するべきである。 ②市区町村の仕事をする際、委託・物品に関しては、大阪市のような再委託を禁止する条項を仕様書へすべて付けてほしい。								○大阪府・市以外の市町村における入札要綱	
190	造園業関係団体	廃棄物	草の処理施設の搬入	大阪市における草の処理施設への納入運搬は、一般廃棄物処理業者がすることとされている	産業廃棄物運搬許可でよいのではないか	○廃棄物処理法第2条								